

京都府議会委員会条例の一部を改正する条例

京都府議会委員会条例（昭和31年京都府条例第54号）の一部を次のように改正する。

第12条の次に次の1条を加える。

（開催方式の特例）

第12条の2 府民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある感染症のまん延を防止するため必要な措置を講じるべき場合又は大規模な災害その他の緊急事態が発生し、若しくはそのおそれがあることにより委員会を招集する場所に参集することが困難な委員がある場合において、委員長が必要と認めるときは、オンライン方式により委員会を開催することができる。

- 2 前項の「オンライン方式」とは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法を用いた委員会の開催方式をいう。
- 3 第1項の規定により委員会が開催される場合において、委員（委員会を招集する場所の出席委員を除く。次項において同じ。）が前項に規定する方法を用いて委員会に参加するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。
- 4 第2項に規定する方法を用いて委員会に参加した委員については、委員会に出席したものとみなす。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。